

全青司2018年度会発第11号
2018年3月14日

「法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大に係る法定相続情報一覧図の記載内容等の見直しについて」に対する意見書

法務省民事局民事第二課 パブリックコメント担当 御中

全国青年司法書士協議会
会長 石川 亮
東京都新宿区四谷 2-8 岡本ビル 505 号
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527
E-mail info@zenseishi.com
URL <http://www.zenseishi.com/>

全国青年司法書士協議会（以下、「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約2,600名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会は、今般、パブリックコメント手続きに付されている「法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大に係る法定相続情報一覧図の記載内容等の見直しについて」に対して、下記のとおり意見を述べる。

記

第1 具体的方策（案）（1）について

【意見】

規則第247条第1項第2号に規定する相続人に係る被相続人との続柄の記載について、これを「長男」、「長女」、「養子」など、原則として戸籍に記載される続柄を記載することについて反対する。

【理由】

相続手続きにおいては、被相続人の実子であるか養子であるか確認を要する場合があります。そのため、相続人の手続的な負担軽減の側面から、相続人が被相続人の実子であるか養子であるか記載を認める方策の必要性は理解する。

しかしながら、戸籍に記載される続柄は、実子であるか養子であるかの区別だけではなく、長幼・男女の区別を含む続柄の記載となっており、「長男」、「長女」、「養子」といった続柄はプライバシーにあたるものと考えられ、複数相続人が存在する場合には、申出人以外の相続人は、法定相続情報証明の発行の事実すら知りえない状況にある現制度の下においては、被相続人との「続柄」という、相続人のプライバシーに関する記載内容・記載方法には十分な配慮をする必要がある。

また、戸籍に記載される続柄は、戦前の家制度においては、相続人の順位を確認するために、戸主から見た「長男」、「二男」等といった長幼・男女の区別がわかる続柄の記載が必要であったものの、子の序列がはっきりしていたため、序列が下位の者は差別的扱いをされるというような、差別の温床となる問題を孕んでいたということを忘れてはならない。そして、現在の相続手続きにおいては長幼・男女の区別まで明示する必要はなく、「長男」「長女」等の性別が記載された法定相続情報一覧図を作成することは、相続手続きにおいて不必要なプライバシーに関する情報までをも明らかにすることになり認めることはできない。

現在の法定相続情報証明制度においては、続柄の記載を要せず、すべて「子」として記載するなど、相続人のプライバシーにも十分配慮された制度設計になっている。前妻の子や後妻の子の区別、あるいは養子などの関係も一見して分らぬよう、図ではなく、箇条書き形式による一覧図の作成も認められている。相続手続きの利便性向上を理由に、相続人のプライバシーを蔑ろにすることは許されない。

法定相続情報証明については、不動産登記規則で定められており、不動産登記法の委任の範囲内においてのみその制定の根拠があるとされるが、不動産登記手続においては相続人が被相続人の実子であるか養子であるかを区別する必要性はない。

よって、戸籍に記載されている続柄といった、長幼・男女の区別が判別できる続柄の記載を認めるべきではなく、被相続人の子であれば現行どおり続柄は「子」と記載することとし、申出人からの申出がある場合において、相続手続きに必要なと認められる場合に限り、一見してわからないような記号表記を用いるなどして、必要最小限度の範囲で実子若しくは養子の別を識別できるようにするべきである。

第2 具体的方策（案）（2）について

【意見】

申出人の任意により、被相続人の最後の本籍を記載することができることとするについて、賛成である。

【理由】

被相続人の死亡後相当期間が経過すると、住民票の除票が廃棄されることとが想定され、被相続人の最後の住所が判明しても、本籍とのつながりを証明することができずに相続手続きに支障をきたす場合も想定される。もっとも、相続手続きは多種多様であり、必要とされる情報も手続きによって異なるため、被相続人の最後の本籍を必要的記載事項とすべき理由はない。

よって、被相続人については、本籍の記載も選択的に認めるとすべきである。

第3 具体的方策（案）（3）について

【意見】

表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする際に、法定相続情報一覧図の写しを提供し、当該写しに相続人の住所が記載されている場合には、登記官は、当該

写しをもって当該相続人の住所を証する市区町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報としても取り扱って差し支えないこととするについて、賛成である。

【理由】

法定相続情報一覧図の写しに相続人の住所が記載されている場合には、既に登記官において申し出た際に相続人の住所を証する書面の提出を求め、相続人の住所の確認をしており、表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする際に、相続人の住所も記載されている法定相続情報一覧図の写しを提供する場合においても、再度、相続人の住所を証する書面の提出を求めることは必要性が乏しく、申請人においても負担となると考える。

以上